**CSOよかことしよう会　定款**

**第１章　総則**

**第１条　（名称）**

この団体は、「よかことしよう会」という。

**第２条　（事務所）**

この団体は、主たる事務所を佐賀県佐賀市鍋島5丁目１－１に置く。

**第２章 目的および事業**

**第３条　（目的）**

この団体は、行政、大学、医療機関、各種団体の協力を得て、病気や障害を持った子どもたちと家族の支援を行う。

**第4条　（事業）**

この団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）ファミリーハウス佐賀のホスピタリティー維持の支援にかかわる事業

（2）佐賀大学医学部附属病院こどもセンター、新生児集中治療室にかかわる事業

（3）小児医療に関する普及啓発のための広報事業

(4) 資金調達に関する事業

**第３章　会員**

**第5条　（種別）**

この団体の会員は、次の２種とし、正会員のみ議決権を有する。

（1）正会員（個人会員）　この団体の目的に賛同して入会した個人とする。

（2）賛助会員（団体）　この団体の目的に賛同して入会した団体とする。

**第6条　（入会）**

1 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

**第7条　（入会金及び会費）**

会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

**第8条　（会員の資格の喪失）**

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して2年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

**第9条　（退会）**

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

**第10条　（除名）**

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款等に違反したとき。

（2）この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

**第４章　役員および職員**

**第11条　（種別及び定数）**

1 この団体に次の役員を置く。

（1）理事5人以上15人以内

（2）監事は2人以内

2　理事のうち1名を代表理事、2名以内を副代表理事とする。

**第12条　（選任等）**

理事および監事は総会において選任する。

1　代表理事は、副代表理事は理事の互選とする。

2　監事は理事またはこの団体の職員を兼ねることができない。

**第13条　（職務）**

1 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行状況を監査すること。

（2）この団体の財産の状況を監査すること。

（3）前２号の規定による監査の結果、この団体の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況またはこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

**第14条　（任期等）**

1 役員の任期は定めない。

2 役員は、辞任するとき後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**第15条　（解任）**

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

**第16条（報酬等）**

1 役員は、報酬はない。

**第17条　（職員）**

1 この団体に、事務局を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

**第18条　（顧問）**

この団体は顧問をおくことができる。

1　顧問は総会において選任する。

2　顧問は、必要に応じてこの団体の業務について意見を述べることができる。

**第５章　総会**

**第19条　（種別）**

この団体の総会は、通常総会および臨時総会の２種とする。

**第20条　（構成）**

総会は、正会員をもって構成する。

**第21条 （権能）**

総会は、以下の事項について議決する。

（1）定款の変更

（2）解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任および職務

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

**第22条　（開催）**

1　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

2　臨時総会は代表理事が必要としたときに開催する。

3　第13条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

**第23条　（招集）**

1　総会は、第13条第4項第4号の場合を除き代表理事が招集する。

2　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって通知しなければならない。

**第24条　（議長）**

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

**第25条　（定数足）**

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

**第26条　（議決）**

1 総会における議決事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第27条　（表決権等）**

1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第25条、第26条第2項の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**第28条（議事録）**

1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

**第６章 理事会**

**第29条　（構成）**

理事会は理事を持って構成する。

**第30条　（権能）**

理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第31条　（開催）**

理事会は次の各号に該当する場合開催する。

（1）代表理事が必要と認めたとき

（2）理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の要求があったとき。

（3）第13条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

**第32条　（召集）**

1 理事会は代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

**第33条　（議長）**

理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

**第34条　（議決**）

1 理事会における議決事項は第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第35条　（表決権等）**

1 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決において、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**第36条　（議事録）**

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数および出席者名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

**第7章　資産および会計**

**第37条　（資産の構成）**

この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）会費

（2）寄付金品

（3）事業に伴う収入

（4）その他の収入

**第38条　（資産の管理）**

この団体の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

**第39条　（会計の原則）**

この団体の会計は法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

**第40条　（事業計画及び予算）**

この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

**第41条　（暫定予算）**

1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**第42条（予備費の設定及び使用）**

1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

**第43条（予算の追加及び更正）**

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

**第44条　（事業報告及び決算）**

1 この団体の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**第45条　（事業年度）**

この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第46条　（臨機の措置**）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

**第8章　定款の変更、解散及び合併**

**第47条　（定款の変更**）

この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経なければならない。

**第48条　（解散）**

1 この団体は以下のような場合に解散する。

（1）総会の決議

（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）正会員の欠亡

（4）合併

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

**第49条　（残余財産の帰属）**

この団体が解散（合併による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定された者に譲渡するものとする。

**第50条　（合併）**

この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

**第9章　雑　則**

**（細則）**

**第51条**

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

**附則**

1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事　　　松尾宗明

副代表理事　　下川　尚子

3 この団体の設立当初の役員の任期は定めない。

4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この団体の設立当初の事業年度は第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日とする。

**附　則**

この定款は平成27年7月1日から施行する

平成30年4月　11日　　一部変更

この団体の平成29年度からの役員は、次に挙げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 代表理事 | 松尾宗明 |
| 副代表理事 | 下川尚子 |
| 理事 | 山田耕治 |
| 理事 | 浅見豊子 |
| 理事 | 上村哲司 |
| 理事 | 諸岡真由美 |
| 理事 | 岩橋好子 |
| 理事 | 山口直子 |
| 監事 | 野口　満 |
| 監事 | 福市繁幸 |
| 顧問 | 溝上康弘 |
| 顧問 | 大田明英 |

これは現行定款に相違ありません

CSOよかことしよう会

佐賀県佐賀市若宮1-12-7

代表理事　松尾宗明　印